

第1章 基本方針

1. 計画策定の趣旨

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、豊かさや快適さをもたらした一方で、大量廃棄型の社会を形成し、地球温暖化問題や天然資源の枯渇等、様々な環境問題を生じさせてきました。

従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄型システムの延長では、こうした問題を解決し社会の持続的発展につなげていくことは困難であることが明らかになっており、最適生産・最適消費・最小廃棄の持続可能な循環型社会への転換が求められています。

平成27年(2015年)9月の国連総会において、持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される2030年までの国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。日本においてもSDGsの推進が求められており、自治体においても、SDGsを踏まえた世界基準の取り組みが必要となります。

このような世界を目指すため、わが国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月施行)に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に進めています。

池田町(以下、「本町」といいます。)では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成22年度に策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、「前計画」といいます。)により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築するために、ごみの排出抑制・再資源化等に取り組んできました。

以上のような背景から、本町では、持続可能な地域社会を構築し、廃棄物の減量化、資源化の推進や長期的かつ総合的な視点に立った循環型社会に形成を進めるため、前計画の施策と目標値を見直し、一般廃棄物(ごみ処理)基本計画(以下、「本計画」といいます。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけは図1-1に示すとおりです。

本計画は、本町の第六次総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

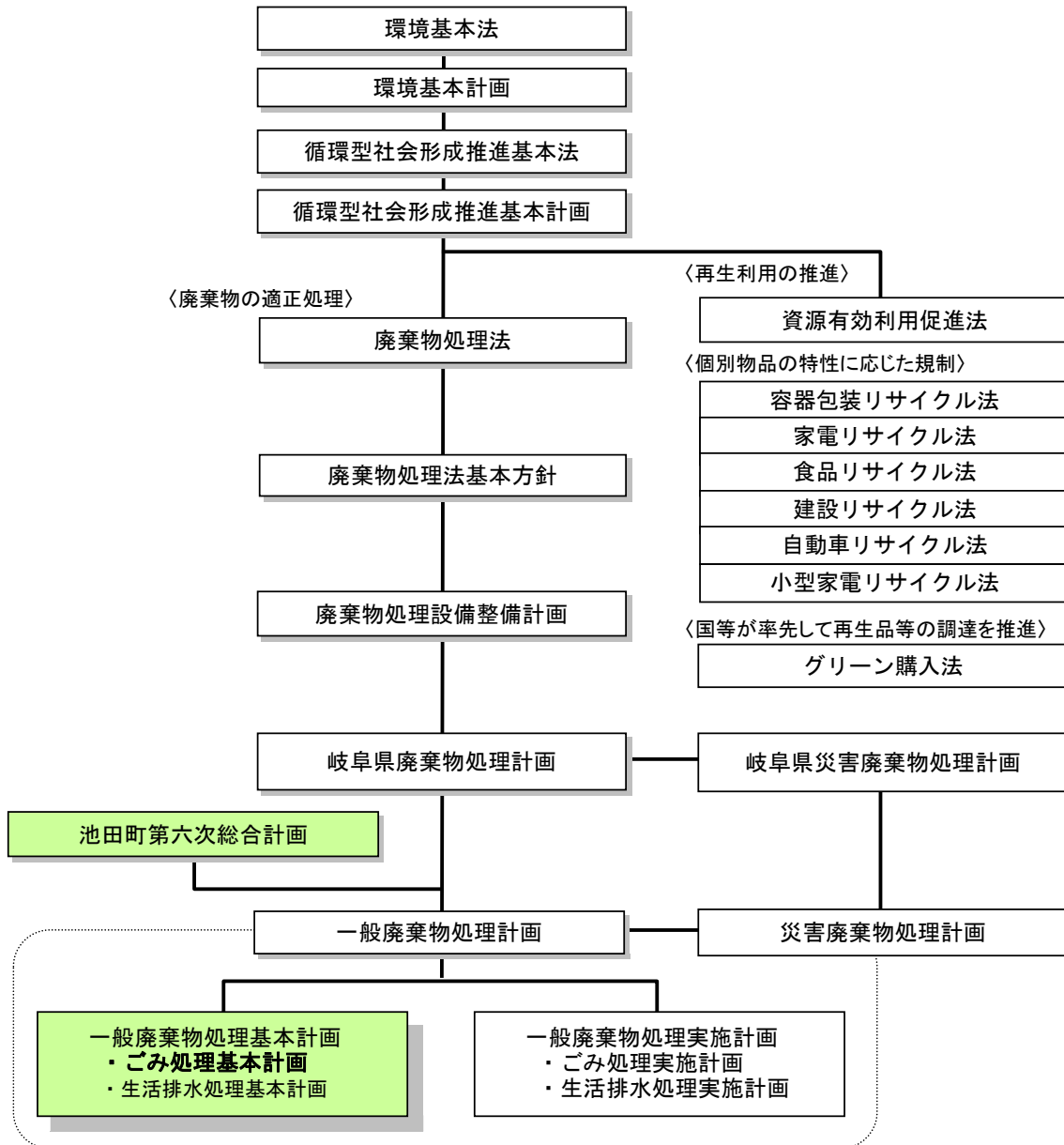


図1-1 計画の位置づけ

3. 計画の対象区域

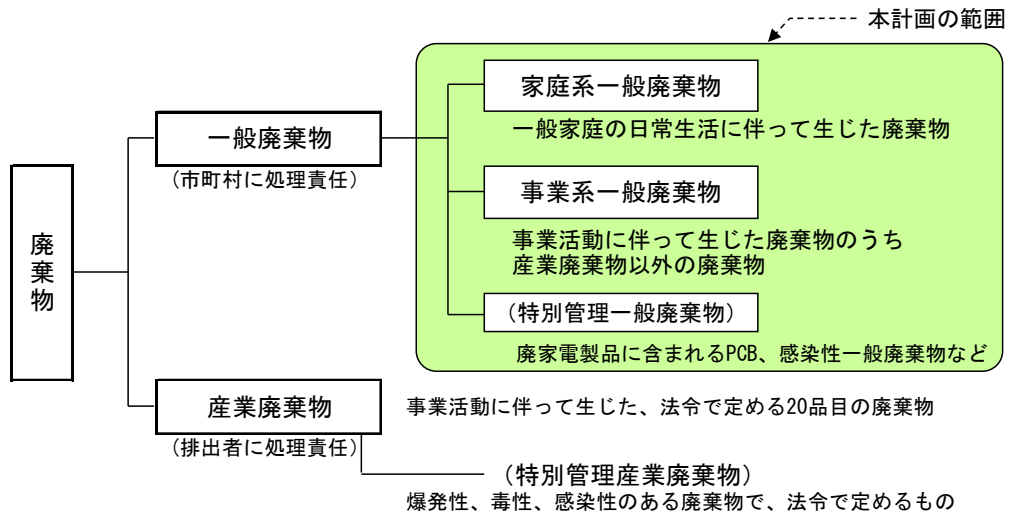
本計画の対象区域は、本町全域とします。

4. 計画の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図1-2に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村に統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

なお、本町では一般廃棄物のうち家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を処理対象としています。



注) 特別管理一般廃棄物は、本町では収集運搬・処分をしておらず、処理業者において処理されています。

図1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

5. 計画の目標年次

本計画の目標年次は令和3年度より10年後の令和12年度とし、中間目標年次として令和3年度より5年後の令和7年度を設定します。

なお、計画は5年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、その都度見直しを行います。

西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
和暦	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
内容・計画期間	▲基準年度	計画改定					▲中間目標年度					▲計画目標年度

図1-3 計画の期間